

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県福祉相談センター所長



### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名  
令和7年度福祉用具展示・体験コーナー管理運営事業
- (2) 業務内容  
来場者に展示している福祉用具の説明や体験の支援を行い、福祉用具に関する相談を受けるとともに、本コーナーの管理を行う（別紙仕様書のとおり）。
- (3) 契約期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所  
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館1階福祉用具展示・体験コーナー

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) (1)以外の者で福祉用具の取扱に精通した者。ただし、この場合は登録業者に準じた者であることを要する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県福祉相談センター障害者相談課

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13番1号

（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内）

電話番号 086-235-4577

ファックス番号 086-235-4346

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする

### 5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案説明書、仕様書及び技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の配布期間及び場所
- ① 配布期間  
令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - ② 配布場所  
上記3の場所に同じ。  
なお、岡山県福祉相談センターホームページ  
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/188/> からダウンロードすることができる。
- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間  
令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - ② 提出場所  
上記3の場所に同じ。
  - ③ 提出方法  
持参又は郵送等（令和7年3月6日（木）午後5時15分までに必着のこと。ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。）
  - ④ その他  
上記2（2）に該当する者は、登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、委任状、受任者の身分証明書、受任者の登記されていないことの証明書、完納証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税）、印鑑（登録）証明書及び決算書類（直前2事業年度分）を併せて提出する。  
なお、記入にあたっては、岡山県出納局用度課が定める「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査の申請の手引き」を参照すること。
- (3) 技術提案参加資格要件の審査
- ① 審査結果の通知  
技術提案参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月11日（火）までにその旨を通知する。  
なお、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
  - ② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求  
技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月14日（金）までに、上記3の宛先にファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。
- (4) 技術提案についての質問の受付  
技術提案について疑義がある場合は、次により契約担当者に対して説明を求めることができる。
- ① 受付期間  
令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - ② 方法  
「技術提案に対する質問・回答書」（様式2号）に質問事項等を記載の上、ファックスすること。
  - ③ 宛先  
岡山県福祉相談センター障害者相談課  
ファックス番号 （086）235-4346
  - ④ 技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案手続等

- (1) 技術提案説明書、令和7年度福祉用具展示・体験コーナー管理運営事業企画書（様式第3号）の配布期間及び場所

① 配布期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県福祉相談センターホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/188/> からダウンロードすることができる。

(2) 技術提案書の提出

① 提出書類及び部数

・「令和7年度福祉用具展示・体験コーナー管理運営事業企画書」及び見積書（様式第4号）各6部（正本1部、副本5部（コピー可）とする。）

正本には、所在地・団体名・代表者の役職及び氏名を明記の上、代表者印を押印すること。

なお、福祉用具展示・体験コーナーの運営に要する光熱費、水道代は岡山県の負担となるので、見積額には含まないこと。

また、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の税率を合わせた10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、技術提案参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、現実に要する事業費をもとに見積もった金額の110分の100に相当する金額を合算して見積書に記載すること。

② 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時15分まで

③ 提出先

上記3の場所に同じ。

④ 提出方法

持参又は郵送等（令和7年3月13日（木）午後5時15分までに必着のこと。ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。）

(3) プレゼンテーションの実施

技術提案書を提出した者は、次により企画内容を説明（プレゼンテーション）しなければならない。

① 日時

令和7年3月18日（火）午前10時30分から

② 場所

岡山市北区南方2丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館1階

岡山県身体障害者更生相談所 職能判定室

③ その他

・ プレゼンテーションの時間は1者30分以内（うち20分は企画書の説明、残り10分は当日、岡山県が用意する模擬福祉用具の構造、使用の説明等を行う。）

・ プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合には、各自で持ち込むこととする。

・ 当日の参加者は3名以内とする。

7 業務受託予定者の選定方法

(1) 審査時に「令和7年度福祉用具展示・体験コーナー管理運営事業企画書」の各項目について総合的に評価する。また、見積金額についても、15/100の割合で評価の対象とする。

(2) 別途設置する審査委員会で審査の上、業務受託予定者を決定し、令和7年3月26日（水）までに通知する。

(3) なお、審査委員会における審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

## 8 その他

- (1) 技術提案参加資格確認申請及び技術提案（プレゼンテーションを含む。）に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託予定者決定後、展示内容等について一部調整する場合がある。
- (4) 業務受託予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務受託者決定後、業務委託契約書を作成する。
- (6) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (7) 当該業務の予算が令和7年2月に開催される岡山県議会において議決されなかった場合、本公告は無効とする。